

第1回日野町議会臨時会会議録

令和4年2月2日

開会 9時00分

閉会 10時32分

1. 出席議員（13名）

1番	野 矢 貴 之	9番	谷 成 隆
2番	山 本 秀 喜	10番	中 西 佳 子
3番	高 橋 源三郎	11番	齋 藤 光 弘
4番	加 藤 和 幸	12番	西 澤 正 治
6番	後 藤 勇 樹	13番	池 元 法 子
7番	奥 平 英 雄	14番	杉 浦 和 人
8番	山 田 人 志		

2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

な し

3. 会議録署名議員

2番	山 本 秀 喜	12番	西 澤 正 治
----	---------	-----	---------

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（17名）

町 長	堀 江 和 博	副 町 長	津 田 誠 司
教 育 長	安 田 寛 次	総務政策主監	安 田 尚 司
厚生主監	池 内 潔	産業建設主監	藤 澤 隆
教育次長	宇 田 達 夫	総務課長	澤 村 栄 治
税務課長	山 口 明 一	企画振興課長	正 木 博 之
子ども支援課長	柴 田 和 英	長寿福祉課長	吉 澤 利 夫
商工観光課長	福 本 修 一	建設計画課長	高 井 晴 一 郎
上下水道課長	持 田 和 徳	会計管理者	山 田 敏 之
生涯学習課長	吉 澤 増 穂		

5. 事務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	山 添 昭 男	議会事務局書記	奥 野 博 志
--------	---------	---------	---------

6. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 〃 2 会期決定について
- 〃 3 議第1号 日野町行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用お
よび特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について
- 〃 4 議第2号 令和3年度日野町一般会計補正予算（第9号）
- 〃 5 報第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めること
について）

会議の概要

－開会 9時00分－

議長（杉浦和人君） 皆さん、おはようございます。全員ご起立をお願いします。

一同礼。

－起立・礼－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

開会前に皆さんにお伝えいたします。本臨時会は、新型コロナウイルスに係る感染予防および拡大防止の観点から、議員は議員席の間隔を空けて着席いたしております。町当局の出席者におきましても、間隔を空けての着席をいたしております。あわせて、全員マスクを着用し発言を行うとともに、飛沫拡散防止のため、発言席にはつい立てを設置いたしております。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

これより、本日をもって招集されました令和4年日野町議会第1回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

冒頭にも申し上げましたが、新型コロナウイルスに係る感染予防、拡大防止のため、議席の一部を変更したいと思います。

お諮りいたします。ただいま着席を頂いているとおり議席の一部を変更することにご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、議席の一部を変更することに決しました。

次に、町長より招集の挨拶があります。

町長。

町長（堀江和博君） 皆様、おはようございます。令和4年第1回臨時会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まだまだ厳しい寒さが続いておりますが、あしたは節分、あさっては立春となり、暦の上では春の兆しを感じられる時期となってまいりました。

本日、臨時会を招集させていただきましたところ、議員全員のご出席を頂き、誠にありがとうございます。議員の皆様方におかれましては、ご壮健にて議員活動にご精励を頂いておりますことに深く感謝と敬意を表す次第でございます。

さて、現在、新型コロナウイルス、オミクロン株の感染が急拡大をしております。東京をはじめ他府県では、感染症の拡大を抑えるため、まん延防止等重点措置が発出されています。

日野町におきましても感染が拡大しているところですが、昨日からワクチン接種特設会場にて3回目のワクチン接種を開始いたしました。引き続き医療機関の皆様

や関係機関と緊密に連携をして、着実にワクチン接種事業を進めてまいりたいと思います。

さて、この1月を振り返りますと、1月4日には日野町商工会との共催事業である新年あいさつの会を開催いたしました。今年も議員の皆様をはじめ各方面からのご参加を賜り、新たな思いでスタートを切ることができましたこととお礼申し上げます。

1月17日には持続可能な公共交通体系構築に向けた「わたむき自動車プロジェクト」推進協議会設立総会を近江日野商人ふるさと館にて開催をさせていただくとともに、昨日からは工業団地の通勤送迎と小学生の通学送迎を一体的に担う実証実験を開始いたしました。今後、課題を明らかにし、持続可能な地域公共交通に取り組んでまいります。

また、現在、来年度予算編成の最終段階の協議をしております。地方創生推進交付金やコロナ対策などについても議論をしており、国の制度等を利用しながら持続可能な日野町を目指し、新年度予算編成の取組を進めているところでございます。

さて、本日の臨時議会に提案させていただく案件は、条例の一部改正の議案1件、一般会計補正予算の議案1件と専決処分の報告1件でございます。今回の補正予算では、長期化している新型コロナウイルス感染症ならびに原油等の価格高騰に伴う住民生活への影響に対応するため、予算措置を講じるものでございます。各議案につきまして十分ご審議を頂き、適切なるご採決を賜りますようお願いを申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 本日の議事日程は、お手元へ印刷配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本会期の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、2番、山本秀喜君、12番、西澤正治君を指名いたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異 議 な し－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 議第1号から日程第4 議第2号まで、日野町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてほか1件についてを一括議題とし、町長の提案理由の説明を求めます。あわせて、日程第5 報第1号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

も町長の報告を求めます。

町長。

町長（堀江和博君） それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

日程第3 議第1号、日野町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本案は、公的給付の支給に関する事務における個人番号の利用および特定個人情報の提供について定めるため、条例の一部を改正するものでございます。

内容としましては、公的給付の支給に関する事務において、所得判定等を行うため、特定個人情報である地方税関係情報の利用および提供について定めるものでございます。あわせて、条例中の文言について所要の改正を行うものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第4 議第2号、令和3年度日野町一般会計補正予算（第9号）。

本案につきましては、第1条のとおり、日野町一般会計予算総額に歳入歳出それぞれ2億7,022万円を追加し、予算の総額を103億8,611万7,000円とするものでございます。

今回の補正は、長期化している新型コロナウイルス感染症ならびに原油等の価格の高騰に伴う住民生活への影響に対応するため、所要の予算措置を講じています。

それでは、詳細をご説明いたします。お手元の議案、議第2号、令和3年度日野町一般会計補正予算（第9号）に添付をしております歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧ください。説明にあたりましては、右側の説明欄のページで申し上げますので、よろしくお願いいたします。

まず、9ページの歳入、第15款・国庫支出金につきましては、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業事務費補助金および住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費補助金を新規計上しております。

続きまして、11ページの歳出についてご説明をいたします。

まず、第2款・総務費でございますが、暖房費助成事業の財源とするため、財政調整基金積立金を減額補正しております。

続きまして、第3款・民生費でございますが、会計年度任用職員人件費（社会福祉総務費）および住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業において、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円を支給する住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を給付します。

また、暖房費助成事業において、原油等の価格の高騰に伴う住民生活の経済的負担の軽減ならびに社会福祉施設等の経営の安定を図るため、住民税均等割のみの課

税世帯および社会福祉施設等に対して、灯油等の購入に要する経費の一部を助成します。

12ページからは、給与費明細書などの附属書類でございます。

それでは、予算書の説明に戻らせていただきます。

第2条の繰越明許費の補正につきましては、4ページの第2表 繰越明許費補正のとおり、会計年度任用職員人件費（社会福祉総務費）および住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業について、翌年度へ繰越しを行い、予算を執行するものでございます。

以上、令和3年度一般会計補正予算（第9号）の提案説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第5 報第1号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告させていただくものです。

専決処分した内容は、令和3年11月16日午前10時頃、日野町大字佐久良37番地の桜谷小学校において、町職員が敷地内草刈り作業を行っていたところ、草刈り機から飛び石があり、同校の駐車場に駐車中の相手方車両に接触し、窓ガラスを損傷させたため、令和4年1月11日に示談を成立させ、損害賠償の額を定めたものでございます。よろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。なお、休憩中に議員全員協議会を開催いたしますので、議員の皆さんには第2委員会室に直ちにお集まりをお願いいたします。それでは暫時休憩いたします。

－休憩 9時11分－

－再開 9時46分－

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3 議第1号から日程第4 議第2号まで、日野町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてほか1件に対する質疑に入ります。

また、日程第5 報第1号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）も質疑を許可いたします。

質疑はありませんか。

11番、齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） それでは、質疑をさせていただきます。議第2号、令和3年度日野町一般会計補正予算（第9号）についてお伺いいたします。ほか、コロナ関係で何点か質問させていただきたいと思います。

1つ目に、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業であります。この事業につきましては、コロナ感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々が速やかに生活・暮らしの支援を受けられるようにということで、住民税の非課税世帯に対して、1世帯当たり10万円を支給とするものでございます。

これにつきまして、この対象者が非課税世帯ともう1つ、家計急変世帯ということでの対象だということでお聞きしています。その家計急変世帯というのはどういう世帯なのかということをお伺いいたします。

それと、暖房費の助成事業であります。これにつきまして、福祉施設等ということであります。この対象ということの施設、どのような対象施設、13施設あるということ聞いてはいるんですけど、その施設はどのような施設なのかということをお聞きしたいと思います。

それと、ここにあります均等割の対象ということになってはいるんですけど、先ほども説明があったんですけど、均等割の対象にしたということの理由をお伺いしたいと思います。

それと、コロナ関係なのでお伺いしたいと思うんですけど、今、病床使用率が70パーセント前後ということで、かなり滋賀県でも上昇しているわけなんですけど、滋賀県でまん延防止等重点措置というのが適用されていないという状況にあるんですけど、日野町でもこういった感染がかなり増えてきているという状況にあります。

そこで、そういった状況をやはり住民の皆さんにも、きちんと感染予防対策をしていただくようにということでの通知というか、協力をお願いするということでの対応をしていかないといけないのではないかなというふうに思います。その辺の情報伝達といったものがまだ不十分であるというふうに考えます。

それと、感染された方については、自宅療養ということではあるんですけど、この自宅療養をされている中で、その対応がきちんとできているのかと。医療機関が診察、診療、PCR検査といったところの対応がきちんとできているのかということが思われるわけなんですけど、そこをきちんと対応していかないことには、コロナ対策の、国、そして行政としての対応が、責任を果たせていないというふうに思います。

そこをきちんと支援していくということで、家族が誰か感染した場合、家族みんな濃厚接触者となって外出できないと。そうすると、生活するにおいて、そういった食料品とかの購入ができないという状況になります。そういったところで、自治

体が食料品の支給をするというところもあります。ところが、日野町ではその辺の対応はきちんとできているのかどうか。

それと、感染者の、自宅療養をされている方の把握がきちんとされているのかどうか。そこで自治体がそれに対する対応をするべきであるというふうに思うんですけど、国・県・保健所はそこまでできないというふうに思っているんです。そこで、やはり自治体の果たすべき責任というか仕事として、その対策をきちんとしていかないと、どんどんまた感染者が広がっていくというふうに思います。その辺の日野町での対応をお聞かせ願いたいと思います。

それと、昨日から日野町ではワクチン接種が始まりました。そのワクチン接種について、まだまだ情報提供というか、いつ3回目のワクチン接種が受けられるのかという問合せがあります。ホームページで掲載をされていますが、多くの方がホームページを見ておられるということではないというふうに思います。そういったことの、いつ頃ワクチン接種が何歳であれば受けられる、6か月後に受けられるということになっているんですけど、やはり皆さん心配されています、早く受けたいという思いの中で。

そういった情報をきちんと早い時点でお知らせするということが大事ではないかというふうに思いますので、いろんな手段、方法はあると思いますので、そういった形を活用して実施していただきたいなというふうに思います。チラシで案内を出すとか、メールであれば「日野め〜る」とか防災メール、防災アプリ、そういったものを利用して情報発信するということも可能かなというふうに思います。

それと、今日の新聞にも出ていたんですけど、モデルナが多く支給されるということの中で、やはり皆さん心配もされています。そこで、モデルナが3回目については半分の接種、きついということが分かったので、半分で今度からされるということも報道されているんですけど、その辺の対応をお聞かせ願いたいというふうに思います。それによって、きちんと発信することで、モデルナでも大丈夫やということも、安心されるのではないかなというふうに思います。

以上の点についてお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） ただいまの齋藤さんの質問の関連が広がっておりますので、コンパクトに質問をひとつお願いいたします。

では、答弁をお願いします。

厚生主監。

厚生主監（池内 潔君） おはようございます。何点かご質問を頂きましたので、順番にご説明させていただきたいと思います。

まず、住民税非課税世帯に対する給付事業の中で、家計急変世帯の定義は何かということでございます。今言われていますのは、令和3年度分の住民税の均等割が

課税されているものの、令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した月が1か月以上あり、世帯員全員それぞれの年収見込額、令和3年1月以降の任意の1か月の収入掛ける12倍ですけれども、それが市町村民税の均等割の非課税水準以下になるということをごさいますて、ちょっと分かりにくいんですけど、例えば住民税非課税となる年間の収入の目安でございませけれども、単身者の場合ですと、93万円以下ですと均等割は非課税になります。一方で、100万円を超えると均等割プラス所得割がかかってくるという制度の仕組みでございませので、この隙間の中に入っておられるということが前提になってこようかなと思っっています。ですので、急変世帯といひませても、1か月以上となっっていますので、一月でも収入が下がれば、それを12か月するというのが今の国の考え方でございませ。

それと、暖房費助成でございませ。施設等と言ひけれどもどの施設かなというところら辺のご質問やっただかなと思ひませけれども、先ほど全協でも申し上げましたとおひ、社会福祉施設ということでございませので、大きく分けて3つございませけれども、障がひの施設、それから高齢の施設と保育の施設ということでございませので、その中でも、株式会社で運営されていませ場合もありますし、社会福祉法人で運営されていませ場合もありますし、NPO法人で運営されていませ場合もあるということでございませが、今回対象とさせていただきますのは、それらの事業主体のいかに関わらず、事業実施されていませ施設全体を対象とさせていただくというふうにご考えておひませ。

続きませ、均等割の理由でございませけれども、こちらについては、今、均等割の世帯、約500世帯というふうにご申し上げておひませけれども、住民税非課税世帯も2,000世帯ほどあるという中で、なぜこの500世帯に絞ったのかということでごございませ。

これにつきませは、本来でしたら非課税世帯もこの給付の対象になってもおかしくないというふうにおっしやっっているものだと思ひませけれども、今回、非課税世帯に対する給付事業で、10万円が国から支給されるということもありますので、国も支援していませ中で、国の支援が届かないところに町が手を差し伸べていくというか、支援させていただくということもご考えておひませので、この事業を抱き合わせた形での実施ということになりますので、今回につきませは、均等割だけの課税の世帯に限らせていただくということご判断させていただきます。

それと、コロナに関してですけれども、まん延防止が実施されなひ中で、もう少し感染防止のチラシ、もしくは周知をしたほうがいいのではないかと、おっしやるとおひでございませので、今後、機会を捉えて周知してまいりたいなと思っおひませ。

それと、自宅療養者の対応でございませね。自宅療養者の対応については、これ、

実は保健所のほうで全てを把握しておりまして、具体的なご家庭の名簿等は町には支給されないとか、通知をされないということですので、我々も把握ができないという状況でございます。ただし、コロナに感染された世帯が保健所を通じて町に支援してほしいと、例えば買物に行けないから、買物についての支援をしてほしいということであれば、町もできる範囲の中で、例えばご家庭に届けるということもできるわけなんですけれども、なかなか感染された世帯の中で、そういうことを町に届けてもいいよと言われる方は少ないのではないかなというふうには想像しております。

それと、ワクチン接種の情報でございます。おっしゃられるとおり、ご心配いただいている方のお電話、たくさん頂いているところです。対象となる方については、個別通知を今のところさせていただいておりますけれども、接種券が先に届いているということから、いつになるのかということのお尋ねがたくさん届いています。そのことも私ども、受け止めておりますので、近日中に分かりやすいような形でのチラシの配付をさせていただきたいなと思っております。

ただし、先ほどおっしゃられたとおり、これ、ワクチン、今回2種類ございますので、昨日も初日で集団接種させていただきました。昨日はたまたまモデルナの日でございます、接種の数を102名ほど予定しておったんですけれども、実際にご予約いただいて接種された方は35名でした。ざっくり言いますと3分の1程度の予約率でございます。一方で、2月4日からファイザーがスタートいたします。こちらについては、もう100パーセントをずっと超えておりまして、2月4日も5日ももう満杯の状態でございます。

ですので、モデルナとファイザーのバランスがとんでもなく取れていない状況でありますので、そのことのご理解も含めてチラシを作っていくなと思っておりますが、先ほどおっしゃられたとおり、モデルナでも安心ですよということは町の中ではなかなか言えない状況ですが、客観的な事実として、モデルナの日には接種の余裕がございますということは言えるかなというふうに考えておりますので、ファイザーが人気があるのは私ども、十分承知しておりますけれども、供給量については国がコントロールいたしておりますので、我々の中ではどうしようもないということでございますので、空き日がいつであるかということのお知らせはできるのかなと思っております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 少し再質問させていただきます。

感染者の状況は、自宅待機、自宅療養をされている方の情報は町のほうには伝わっていないと、保健所からの公開はないということなんですけど、保健所もしくは県のほうできちんと医療体制、されているのならそれでいいんですけど、ただ何も、

連絡するだけで、治療なり薬の投与というか、処方箋とかが全然されていないというふうにも聞くわけなんです。それでは治療というよりも放置されている、自宅療養というよりも放置されているというようになってしまうということじゃないかと思います。そこを何とか、なかなか公表するのは難しいのかもと思うんですけど、町だけでもそこは分かっていたら、何らかの対応ができるような体制というのが必要であると思うんです。そこは難しいのかもわかりませんが、町もそういった要請なり、県に対しての要望をしていただいて対応できないのかなというふうには。要望というか、求めたいと思います。

それと、今のワクチンのモデルナの関係なんですけど、そこ、本当に、今日の新聞に載っているのに、滋賀県のほうです、ファイザーが100箱で、モデルナが1,954箱というようなことで、ほとんどモデルナになってくる可能性があります。そういった場合、先ほどもちょっと聞いたんですけど、今までの1回・2回のモデルナの配分と同じようにされるのか、それとも半分は薄めたというか、そういう形で量を調整して接種される形になるのかと、そこもちょっと先ほどお聞きしたんですけど、回答がなかったんですけど、どうなのかと。

そういったことを、やっぱり今度変わるので、こうなりますよということも公表して、安心してモデルナも打ってもらえるような対応が必要になるのかなというふうに思います。その点について、もう一度お願いいたします。

議長（杉浦和人君） 厚生主監。

厚生主監（池内 潔君） まず、第1点目でございますけれども、感染者の情報収集ということでございます。これ、難しくて、県のほうから各市町村に名簿の公表がされているのかというと、今現在されておらないという状況です。ですので、町が何かアクションを起こすとすれば、感染された方が直接町のほうに連絡いただいて、どういう支援が必要かということをお願いするというところに尽きてしまうのかなと思いますが、これもなかなか難しいのではないかなというふうには想像されません。

といいますのも、県もこういう状況の中でかなりご苦労もされていまして、町からも保健師を派遣している状況でございまして、まず感染情報を正確に把握して、世帯に対して電話をしていくということと、健康観察をしていくということで手いっぱいという状況であるというふうにも聞いておりますし、なかなかその後、罹患された方の健康情報を的確にキャッチして、何が生活に必要な支援かというところら辺の把握までには至っていない状況かなというふうには考えておりますが、言われたことも大切なことですので、十分注視していきたいなと思っております。

それと、先ほど答弁漏れがありまして申し訳ございませんでした。モデルナの量ですけれども、1回目・2回目接種されていた投薬量の半分の量で投薬されている

ということは、今の接種の中ではされていますので、そこが、言われるとおりに副反応が低いかどうかというのは、これは個人差がありますので、投薬量が半分であるから副反応が低い、だからモデルナを選んで下さいというようなことの周知は町としてはなかなかできにくいと思いますが、繰り返しになりますが、先ほども申し上げましたとおり、モデルナの接種日は接種者に余裕があるということの事実は伝えていきたいなというふうには考えております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 今回、こういったいろいろな、生活で困っている方への支援をしていただいたというのは大変ありがたく思っております。今後ともそういった対応をお願いしたいと思ひますし、やはり感染者、必要な方には必要な形での対応をしていただく、対策していただくということをお願いしたいと思ひます。

以上で終わります。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

13番、池元法子君。

13番（池元法子君） それでは、何点か質問をさせていただきます。

まず、令和3年度日野町一般会計補正予算（第9号）についての、先ほど齋藤さんからの質問があったところ以外で、暖房費の助成事業のところをお尋ねしたいと思ひます。

まず、今回は暖房費助成事業ということで、対象者も国の支援に届かないところまで広げていただいた。これは本当にすごいありがたいことだなというふうにも思っております。原油等の価格の高騰に伴うということであれでしたが、今まで灯油が主な支援の対象でしたけれども、今回は電気やガスにまで広げていただいたという説明は先日していただきました。

そのときに、私が12月議会の質問のときに、この灯油の給付の話を見せてもらったときに、交付税措置が、2分の1ですけれどもできるのでという話もさせてもらいましたけれども、今回、灯油のみじゃないから国の交付税措置が受けられないかのような話があったんですけど、そうなんでしょうかというのが1つです。

もう1つは、住民税非課税世帯に対する臨時交付金のことも、翌年度に繰り越すのが多いんですけども、そうなると、この暖房費の助成についても遅れる、年度内にできるかどうかというのが私、ちょっと心配なところがあるんですけども、12月議会で質問させてもらったときに、やっぱり今の時期、寒い時期に必要なものですので、できるだけ早急というお話をさせてもらっていたので、その点を考えていただいているのかどうか、よろしくお願ひします。

議長（杉浦和人君） 13番、池元法子君の質問に対する当局の答弁を求めます。

総務課長。

総務課長（澤村栄治君） ただいま暖房費助成に係る部分の交付税措置の点についてご質問を頂きました。

今回、灯油に対して、確かに国のほうから特別交付税の措置がなされるということが示されましたが、それについては、灯油に確かに使ったという証拠が必要です。ただ、今回のやり方としては、個人さんに対して定額で払うというのでお渡しするというので、結果として何に使ったか分からないということになりますので、特別交付税の対象にはなりません。ただ、施設に対して助成を行うことに対して、一定、灯油の領収書が施設から出された場合においては、特別交付税の対象となるかなというふうに思っております。

ただ、今回、一般財源として計上させていただいたのは、そうした特別交付税のいわゆる施設を対象にする部分と併せまして、個人に対しては特別交付税の中の特殊事情というのがございます。そうした中に計上して対象としていただくよう努力していきたいと、このように考えております。

議長（杉浦和人君） 厚生主監。

厚生主監（池内 潔君） 非課税世帯の給付でございまして、これの繰越しが多いがというところら辺のご質問だったと思えますけれども、まず非課税世帯に対する給付については令和3年度と4年度で、両年度で実施していくと。これについては国の制度でございまして、それに従ってやっていくと。一方で、先ほどご心配いただいた暖房費助成は町の事業でございまして、これ、いち早くやっていきたいなと思っております。

先ほども申し上げましたとおり、2つの事業を一緒にするというので、窓口の混乱を避けるということからも、言われたとおり暖房費の助成から先行していきたいなというふうには考えておりますので、なるべくこの寒い冬の時期にいち早くお届けができるように努めてまいりたいと思っております。

議長（杉浦和人君） 池元法子君。

13番（池元法子君） 分かりました。ありがとうございます。

暖房費の助成を早くという、今言っていた、それはありがたいんですけども、非課税世帯に給付される10万円の中にも、その暖房費のことも含めたということで給付をされると思っておりますので、そうすると、非常に困っている人に届くのが後というようなことにもなりかねんかなというふうにも思いますが、その点、国のあれでもありますので、なかなか大変だと思います。できるだけ早いこと実施ができるようによろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

6番、後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 2点ほどお尋ねしたいんですけども、まず1つ目ですけど

も、議第2号、令和3年度日野町一般会計補正予算（第9号）についてお尋ねをいたします。

今、池元議員の質疑の中でも助成あるいは給付の時期についてのお話でしたが、時期というのは非常に大事だと思うんですね。今、本当に一番寒いときですので、この暖房費助成をいち早くというふうにご答弁いただきましたので、非常にありがたいことだなと思っているわけですが、今は寒い時期なので暖房費でございますけれども、これ、また何か月かして、今度、暑い時期になってきますと、冷房に非常にお金がかかるようになると思うんですね。その時期にコロナが収束しているようであればいいんですけども、収束する兆しも全く見えてきていないと。

おまけに、そこに持ってきて中東の情勢不安、これは今後解消されていく方向にあるかという、なかなかそれも見えてこない。原油価格が下がっていく要素というのが今のところ見当たらないんですね。上がっていくことはあっても、下がることは当分難しいと違うかというふうに、この先、思えてきます。

そういう中で、原油価格が上がれば、結局電気代も上がっていくわけですし、電力も上がるわけでございます。夏になりますと、冬は厚着するとかでも少しはましになりますけど、夏というのはどうしようもないんですね。そういう部分におきまして、夏に向けても、今回の暖房費助成のような形で助成をしていただける余地があるかどうか、その辺も含めて考えていただいているかどうかをちょっとお尋ねしたいと思うのが1点でございます。

特に、この暖房費助成については、堀江町長が公約に挙げておられました「誰ひとり取り残さない」、そういう部分にもこれ通じると思って、非常にありがたいと思っていますので、ぜひ夏もこういうものを継続していただけたらなというふうに思うわけでございます。

もう1点なんですけれども、報第1号、専決処分の報告についてでございますけれども、今回は去年の11月の桜谷小学校での草刈りのときの飛び石によるフロントガラスの損傷ということでございますけれども、確かその前の年も桜谷のこども園で、飛び石によって自動車が損傷してという案件があったと思います。

道路を走っておりますと、よく県道なんかで、県から要請を受けて業者の方が草刈りをしているんですけど、昔は非常に簡素なものでやっていたんですけど、最近、フェンスをぱっと張って、非常に大がかりでやっています。ですので、横、車が通っていても、私たち、安心して通らせていただいているわけですが、ああいうフェンス、何か見ていると折り畳めるようになっていて、持ち運びできるような感じですけども、ああいうものを簡単に設置して草刈りをするとかということをご検討していただけないでしょうか。この辺もちょっとお

尋ねさせてもらいます。

以上、お願いいたします。

議長（杉浦和人君） 6番、後藤勇樹君の質問に対する当局の答弁を求めます。

厚生主監。

厚生主監（池内 潔君） 暖房費の助成はしたけれども、今度、冷房費はどうかというところら辺でございます。

今回、以前から議会のほうからもご質問いただいたりして、時期も見計らっていたところもあるんですけども、こうして提案させていただいたんですけども、夏の冷房費については、恐らく冷房は電気代ということになるかと思っておりますので、今、国のスタンスとしては、電気代については交付税の措置もしていかないという方向がありますので、この辺については、その時期に応じた判断になってくるのかなと思っておりますけれども、おっしゃられたような冷房費についても家計を圧迫するおそれがありますので、どういう対応ができるのか、ちょっと検討していきたいなと思っております。

議長（杉浦和人君） 教育次長。

教育次長（宇田達夫君） 報第1号についてでございます。

昨年からもいろんな事案が起こっている中で、再びこのようなことが起こったということで、大変申し訳なく思っているところでございます。議員ご指摘のとおり、フェンスというご提案も頂きました。ほかにいろいろとやり方、知恵を絞るところはあると思っておりますので、このようなことがもう起こらないように何らかの対策というのは考えていきたいというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 夏の冷房の件でございますけれども、夏はコロナだけじゃなくて、やっぱり熱中症も怖いんですね。特にコロナに対して弱いお年寄りや、熱中症に対して弱い方でもありますので、ぜひこの辺も、国の電気代に対する助成があるとしても、町でもしっかり対応していただけたらなと思っておりますので、要望ですけど、よろしくお願いいたします。

草刈りのフェンスの件でございますけれども、たまたま今回とか、ここ続いておりますのは当たった相手が車なのでいいんですけども、これ、人に当たる場合もやっぱり考えられますので、そうなりますと、お金を出してフロントガラスを交換したからそれで済むという問題ではなくなると思っておりますので、ぜひしっかりこちらのほうもご対応いただきまして、子どもさんの施設ですと除草剤なんか心配になるかもしれませんけど、除草剤で対応できる場所なんかがありましたら、除草剤もひとつ検討していただいて、より安全な方法を取っていただけるようお願いいたします。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

2番、山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） 私のほうから4点の質疑をさせていただきます。

まず、議第1号、条例の一部を改正する条例の制定についてなんですけども、先ほど全員協議会のときの説明において、ここにも書かれていますとおり、公的給付の支給に関する事務において、所得判定等を行うため、特定個人情報である地方税関係情報の利用および提供について定めると、所要の改定を行うものということですが、先ほど説明いただいた中に、昨年末、1世帯当たり10万円の、18歳以下のお子さんに支給したというところで、既にその所得制限が960万円という話があって、この条例が改正される前に所得判定をされて、支給されているのではありませんかと。本来なら、もうそのときに同時にこの案が出てくればよかったのではないかと思うんですが、その点、どのような考えでいらっしゃったのかお聞かせ願いたいと思います。それがまず1点。

次、補正予算で2点質問します。

まず、会計年度任用職員の人件費で218万9,000円上がっていて、次年度も続けられるということですが、何人の方を雇用されて何か月間、例えば1人で1年間なのか、どういうふうな形で採用されてお仕事してもらうのかということをお聞きしたいと思います。

続きまして、同じ補正予算で、今の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業で、家計の急変世帯に関してなんですけど、これはどのような方法、要は申請してもらって支給していくのか、どんな形で情報を収集されるのかというのをちょっと教えてもらいたいなど。支給方法、申請方法を教えていただきたいと思います。

関連事項で、先ほど年末に支給した10万円の方で、離婚したひとり親に届かない10万円の給付、これもどんな形。これも申請してもらうのか、どんな形で情報を入手して支給していくのかというのを教えて下さい。

以上、4点お願いします。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（正木博之君） 山本議員さんのほうから議第1号の条例改正についてご質問を頂戴いたしました。

昨年度末の子育て世帯の給付金につきましては、国が定めた中で、国が定めております行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づいて実施しておりますので、そのことでマイナンバーを活用しながら税情報を見に行くということはそこで法的にうたわれておりますので、それに基づいて実施したものでございます。今回の灯油助成につきましては、町が単独ですることです。町が何に基づいてその手続を進めるかということで定義させてい

ただくものでございます。よろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 厚生主監。

厚生主監（池内 潔君） 補正予算の中で、会計年度任用職員が何人で何か月ということでございますが、今のところ1名を予定しておりまして、12か月分の予算を提案させていただいております。といいますのも、直ちに会計年度任用職員を採用していきたいなと思っておるんですけども、国の家計急変世帯の受付事務が9月までであるということと、それに伴う支払事務、整理事務もありますので、今のところ、予算としては12か月を見ております。

それと、先ほど申し上げました家計急変世帯、どのような方法でということでございますが、まず令和3年度の住民税非課税世帯の方については、こちらのほうから確認書をお送りして、それをお返しいただくということでございます。前回の議論でもありましたプッシュ型と言われる分ですね。申請が必要でない分でございます。これが令和3年度非課税世帯です。

もう一方の、この家計急変世帯というのは、こちらからは確認書をお送りできませんので、あくまでも申請をしていただくということになります。ただ、これについてはPRが必要やということもございますので、区長発送であるとか広報も含めて、ホームページも当然ですけども、まずはPRさせていただいて、そういう方が該当ないかということを知周していかなければいけないのかなというふうには感じております。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（柴田和英君） ただいま、関連の質問でございまして、子ども・子育て給付金の申請について、どのような形ですのかということでございます。先ほどの説明の中で、離婚をされた場合の把握の方法等で、どのように申請まで持っていくかということでございますが、その期間中に離婚をされたという方が対象になりますので、子ども支援課としましては、児童扶養手当の申請を窓口にされに来られます、その場合に。そこでそういった制度の周知をさせていただくということで一定把握を、ある程度こちらのほうでもできているというような状況でございます。

そのほかの方、それに漏れるおそれのある方につきましては、広く広報やホームページ等で周知をさせていただいて、その申請期限は令和4年の4月30日までというふうになっておりますので、その間で対象の方に届くようにさせていただきたいというふうを考えております。よろしく申し上げます。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） 再質問、1点だけ。

一番最後の離婚されたひとり親のところに給付する10万円の話なんですけども、

児童扶養手当でその方を把握はできていて、こちらからその人にレターか何か送られて申請をもらうと、そういう方法なんでしょうか。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（柴田和英君） ただいま再質問を頂戴いたしました。

申請については、窓口に来られるという方で、対象は把握をしているということでございまして、その方が、当然、子どもを養育しているという部分で、離婚前の方が子どもを養育しているということであれば、それはそれで終わりますし、その方以外で、養育しているけれどもお母さんの下に届いていないという場合もございしますので、その方についてはこちらからも電話等で連絡をさせていただいて、実際の状況で、届いていますかという確認をして、届いていないということでございましたら、この案内をして申請を頂くという方法を取っております。よろしくお願ひします。

議長（杉浦和人君） ほかにございせんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございせんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。日程第3 議第1号から日程第4 議第2号まで、日野町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてほか1件について、委員会付託を省略し、直ちに討論を行い、採決いたしたいと思いますが、ご異議ございせんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありせんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。日程第3 議第1号から日程第4 議第2号まで、日野町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてほか1件について、別に反対討論がありませんので一括採決いたしたいと思いますが、ご異議ございせんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、一括採決いたします。

各案は町長提案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

— 起 立 全 員 —

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第1号から議第2号まで、日野町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてほか1件については、原案のとおり可決することに決しました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

町長（堀江和博君） 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、本日の臨時議会に提案しました議案につきまして慎重なご審議を賜り、提案どおり可決いただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

さて、今年も2月6日から3月6日にかけて、大窪から村井・西大路の町並みにおいて日野ひなまつり紀行が、感染対策を講じながら、実行委員会の皆様により開催をされる予定でございます。

期間中は、各家に伝わる江戸時代から現在に至るまでのおひな様や創作人形をはじめとするひな飾りが町並み一帯に飾られる予定でございます。密にならない形で町なかをのんびり、ゆっくりと散策いただいで、春の訪れを感じ取っていただくことを期待しておるところでございます。

いましばらく寒い時期も続きます。また、コロナも予断を許さない状況でございますが、議員各位におかれましては、健康には十分ご留意を頂きまして、各方面でのご活躍を頂きますことを心からご期待申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（杉浦和人君） 以上をもちまして本日の会議を閉じ、令和4年日野町議会第1回臨時会を閉会いたします。

一同起立、礼。

— 起 立 ・ 礼 —

議長（杉浦和人君） ご苦労さまでございました。

— 閉 会 10時32分 —

地方自治法第123条の規定により署名する。

日野町議会議長 杉浦 和人

署名議員 山本 秀喜

署名議員 西澤 正治